

# 2021年合格目標 司法書士 合格力完成答練 第1回

## 不動産登記法 記述式添削結果講評

### 第1欄(1)について

「回答」については、皆さん正確でした。素晴らしかったです。一方、「理由」については、微妙でした。「抵当権の場合は、根抵当権と違って、債務者の住所が違っていても却下されないから」といったニュアンスの方が多かったです。それはその通りなのですが、解答としてはその理由が必要です。「債権の同一性」という言葉が欲しいところです。

### 第1欄(2)について

良くできていたと思います。多くの方が「大丈夫」と記載していました。ただ、「不適切である」という方も若干いました。敷地権付き区分建物の分離処分論点は、大変に重要です。賃借権は、専有部分のみを目的として設定することができます。所有権や担保権とは区別して押さえておいてください。

### 第2欄(1)について

微妙でした。多くの方が合併による抵当権の移転登記を申請していましたが、この登記を省略して、直ちに抵当権の登記の抹消を申請している方も一定の割合でいました。これはかなり良くないです。抵当権の登記の抹消の前提としての移転の登記の要否の判断は、ものすごく重要です。本問で、合併による移転の登記を申請しないで抵当権の登記の抹消を申請したら、その申請は却下です。大きな失点となります。この論点は、本試験の記述式でも何度も出題されていますので、曖昧な方は直ちに復習をしてください。

なお、きちんと抵当権の移転の登記を申請した方は、原因等についても正確に記載されていました。素晴らしかったです。

### 第2欄(2)について

良くできていました。基本的に問題なかったです。なお、登録免許税について、「1,000円」とした方が目立ちました。敷地権付き区分建物の場合、定額課税の登録免許税に注意です。

### 第2欄(3)について

まったく問題なかったです。

### 第2欄(4)について

こちらも特に問題ありませんでした。

### 第2欄(5)について

あまり良くなかったです。甲建物について住所変更の登記を申請していない方が目立ちました。これは良くないです。名変登記の要否は、記述式の試験において、ものすごく重要です。名変登記が必要なのに、これを申請しないで後の登記を申請すると、その申請は却下です。かなり大きな失点となるので、間違ってしまった方は、直ちに復習をしてください。記述式においては、“前提としての移転の登記”や“前提としての名変登記”が大変に重要になります。

### 第2欄(6)について

良くできていました。ほとんどの方が、2個の債権を併せて担保する抵当権の設定の登記を申請していました。ただ、原因や登記事項の記載の仕方が正確でない方が目立ったので、正確に書けるようにしておいてください。本試験でも出題されています。

### 第3欄について

良くできていました。問題なかったです。

## 商業登記法 記述式添削結果講評

### 株式の分割と単元株式数の変更について

今回の問題では、どちらも株主総会の決議は不要です。種類株主総会の決議も不要です。株式の分割と同時にする発行可能株式総数の変更と単元株式数の変更を混同しないようにしましょう。

### 社外取締役である旨の登記について

社外取締役が就任した場合の登記と就任した後に社外取締役である旨を登記する必要がある場合の登記は異なります。登記記録例を確認しておきましょう。

I については、単に社外取締役に就任した旨の登記をすべきです。取締役への就任と特別取締役に由る議決の定めの設定との時間的な隔たりを考慮する必要はありません。就任した後に社外取締役である旨を登記する場合の登記記録を見ればわかるように、社外取締役である旨の登記が必要となった日付はそもそも登記されません。同じ日付の間の時間的な隔たりを公示するメリットもありません。

### 特別取締役に由る議決の定めについて

特別取締役に關する事項として「特別取締役に由る議決の定めがある」と登記されます。監査役の監査の範囲についての登記との違いを理解しましょう。記録される区も違いますので、登録免許税の区分も異なります。どのような学習でも、似ているけれど違うものを正しく区別できるようにするというのが重要です。

### 発行可能株式総数と発行可能種類株式総数について

発行可能株式総数と発行可能種類株式総数は完全に別のものです。発行可能株式総数の種類別の内訳が発行可能種類株式総数となるわけではありません。

発行可能種類株式総数は「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容」の一部として登記されます。常に発行する各種類の株式の内容とセットです。

### 特別取締役の変更について

特別取締役の就任や退任については、代表取締役と同じように考えるのがわかりやすいです。取締役への

就任承諾と別に特別取締役への就任承諾が必要ですし、取締役を退任したときは当然に特別取締役としても退任します。

特別取締役に選定する取締役に制限はありません。社外取締役にあっても何の不都合ありません。特別取締役にあっても、取締役会の決議に参加するだけですから、当然に業務を執行することはないですし、社外性喪失にもなりません。

### 支配人の選任について

社外取締役が支配人になったときは、社外取締役になくなります。社外取締役の要件について、この機会に整理しておきましょう。

### 募集新株予約権の発行について

募集株式の発行も同じですが、株主割当てかどうかで適用される規定が大きく異なります。必要となる種類株主総会も異なります。株主割当てかどうかの判断は、常に重要です。

株主割当て以外の場合であって、新株予約権の目的である株式が譲渡制限株式の場合には、その譲渡制限株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要です。株式というのは、単純にいうと株式会社に対する割合的な権利ですから、株式会社の資産が変わらずに株式数が増えると、株式 1 株当たりの価値は下がります。譲渡制限がなければ価値の低下前に株式を売ってしまうことができますが、譲渡制限があると簡単に売れません。なので、株式数の増加から譲渡制限株式の株主を特に保護する必要があるのです。

### 株主総会と種類株主総会について

株主総会と種類株主総会は完全に別のものです。株主総会についての規定は、準用規定がない限り種類株主総会については適用されません。そのため、「甲種株式の株主総会」といった表現は不適切です。種類株主によって株主総会を構成することはできません。会社法 2 条 14 号の定義中に「株主総会」という単語は使われていません。法案を作った人たちの細かい心配りを味わってください。